

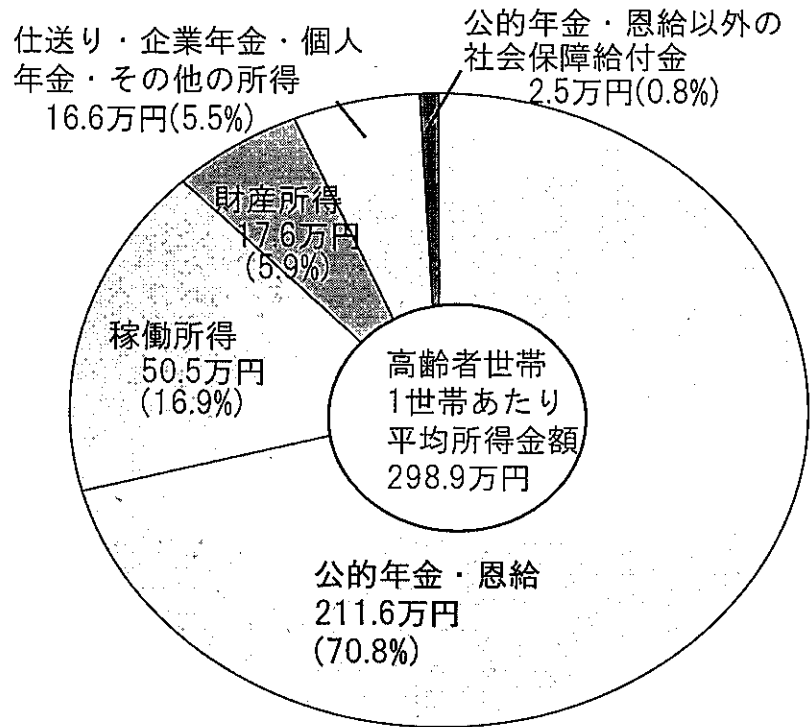
長妻大臣と語る「みんなの年金」 意見交換会

～配付資料～

年金制度の概要について

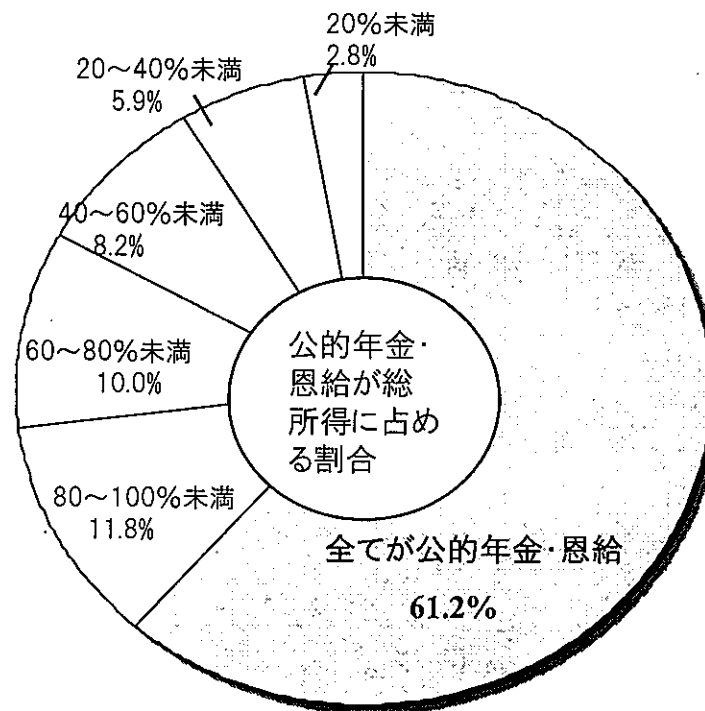
年金の役割(1)

① 年金は高齢者世帯の収入の7割



(資料)平成20年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

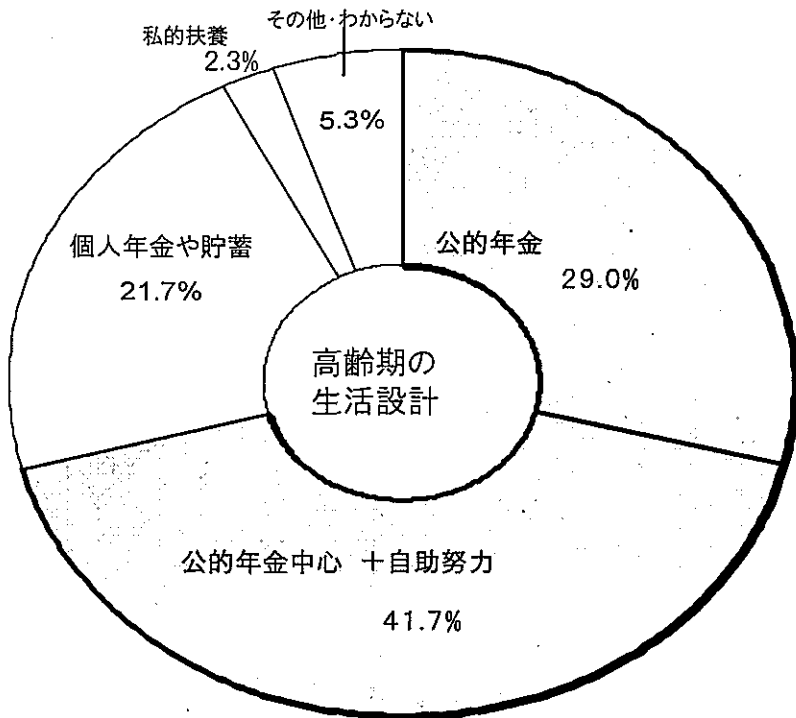
② 6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



(資料)平成20年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

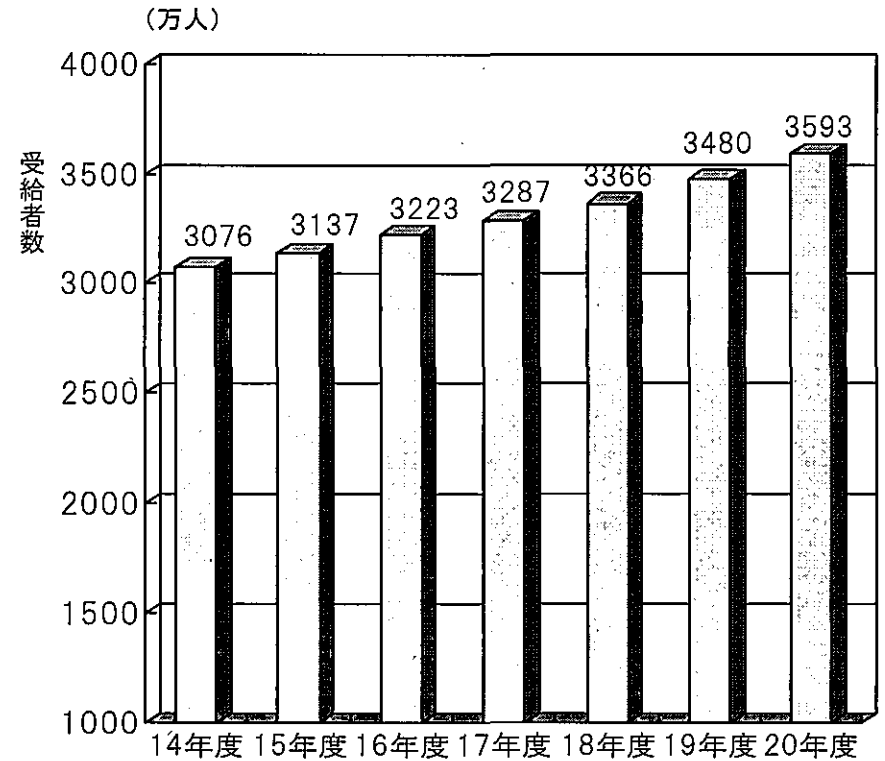
年金の役割(2)

③ 高齢期の生活設計で年金を頼りにする人は7割



(資料)年金制度に関する世論調査(平成15年内閣府)

④ 国民の4人に1人が年金を受給



(資料)厚生年金保険・国民年金事業の概況 (厚生労働省)

年金の役割(3)

⑤ 地域経済を支える役割 家計消費の2割が年金の地域も

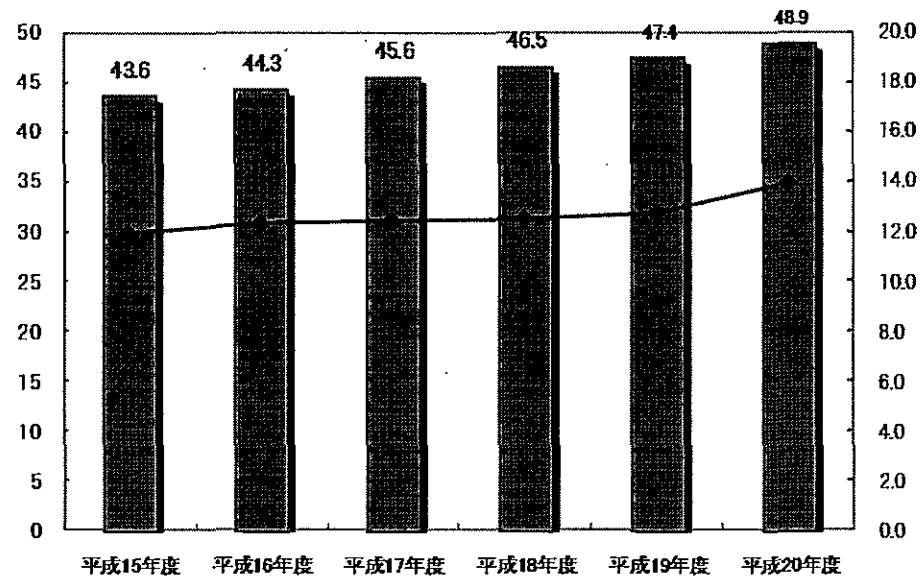
(対県民所得比上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費 支出比
島根県(27.1%)	15.7%	22.5%
高知県(25.9%)	15.7%	18.5%
長崎県(23.6%)	14.9%	20.7%
山口県(25.0%)	14.5%	22.9%
鳥取県(24.1%)	14.3%	19.0%
秋田県(26.9%)	14.2%	17.7%
愛媛県(24.0%)	14.1%	20.6%

⑥ 年金総額は48.9兆円。 対国民所得比13.9%

(兆円)

(%)



(資料)厚生年金保険・国民年金事業の概況 (厚生労働省)

現行年金制度における資金の流れ

国民

○公的年金加入者数(平成20年度末)
6,936万人

国民年金第1号被保険者 2,001万人
国民年金第2号被保険者等 3,891万人
国民年金第3号被保険者 1,044万人

※第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

○受給権者数(平成20年度末)
3,593万人(国民の4人に1人)

老齢年金平均受給額 (平成19年度)

・自営業者等だった人 月 4.8万円
・主として民間サラリーマンだった人 月 16.7万円
・主として公務員だった人 月 21.5~22.8万円

(参考)モデル年金額(平成22年度)

・基礎年金(40年加入)
月額66,008円
・厚生年金
(基礎年金部分を含む、夫婦2人分の標準的な額)
月額232,592円

保険料

32.0兆円
(国民所得の約8%)
(平成21年度)

国民年金保険料 : 15,100円(22.4~)
<最終> 16,900円(29.4~、16年度価格)
厚生年金保険料率: 15.704%(21.9~)
<最終> 18.3%(29.9~)

年金給付

49.7兆円
(公的年金の給付費)
(平成21年度)

cf. 国の一般歳出
(平成21年度予算)
51.7兆円

年金制度

国民年金
厚生年金
共済年金

厚生年金、国民年金の
年金積立金資産額
(平成20年度末)
123.8兆円(時価ベース)

国等

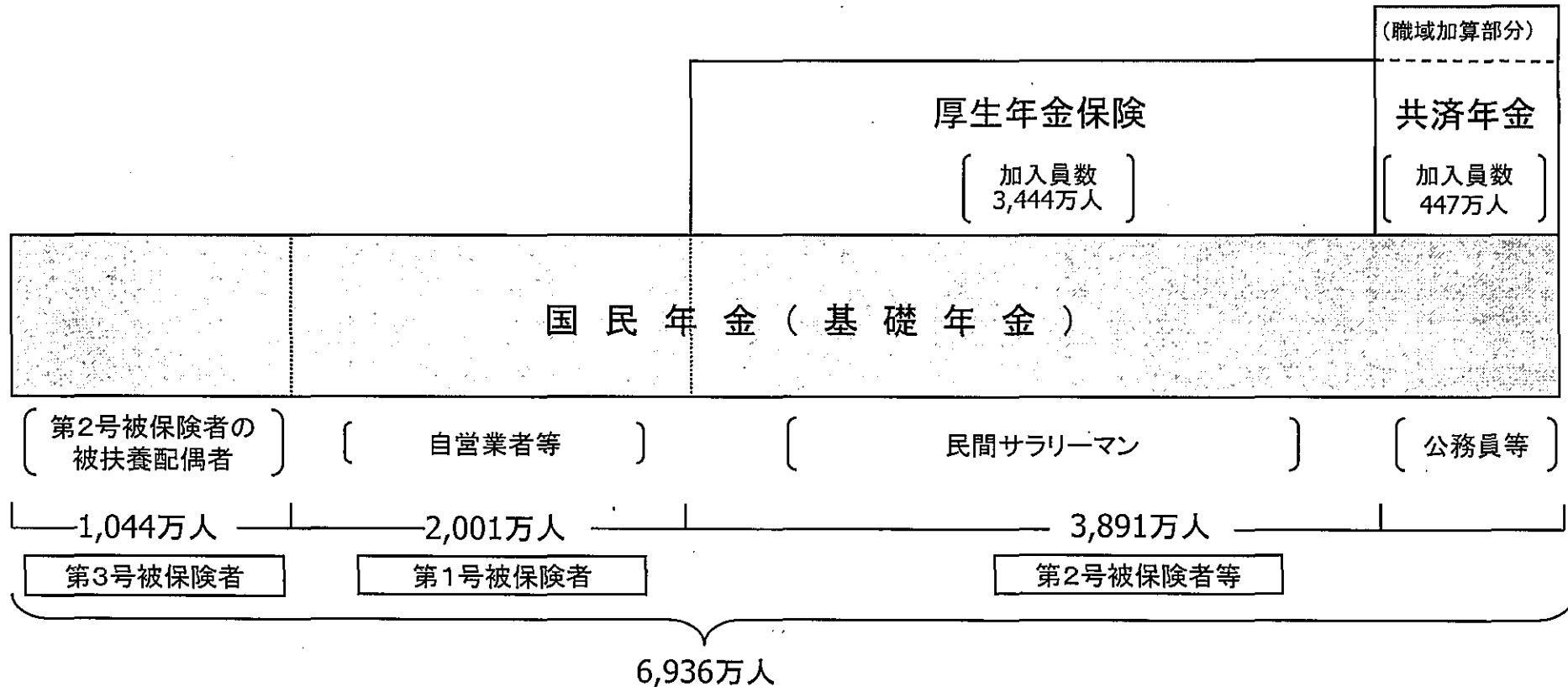
年金への国庫等負担
(平成21年度)
10.8兆円

現在の年金制度の仕組み

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高年齢となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は平成20年度末)



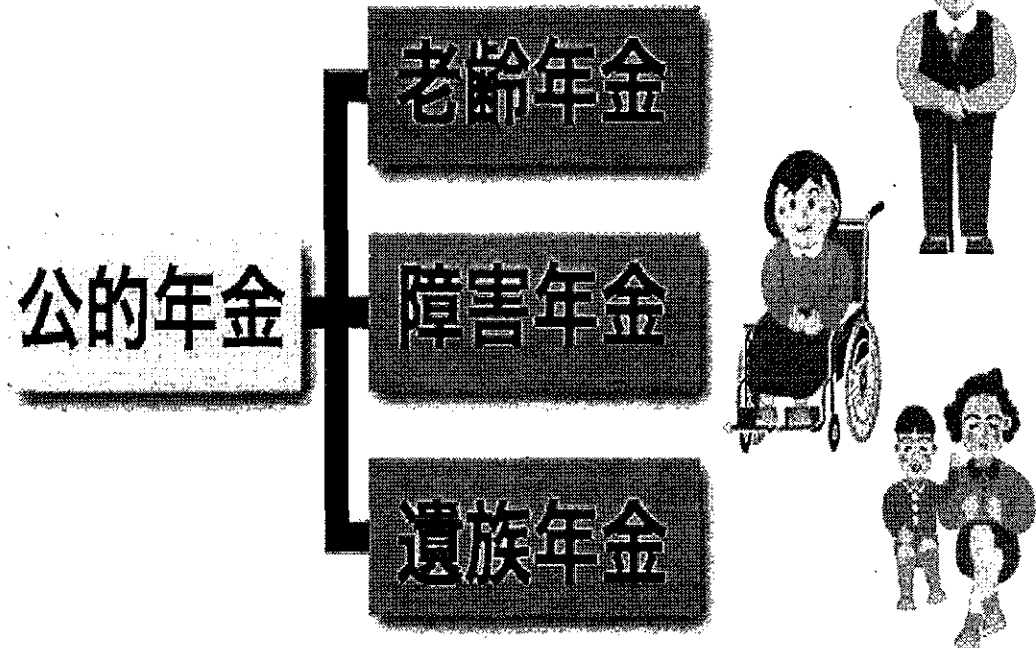
現行年金制度の概要

- 公的年金制度は、若年世代が高齢世代を支える世代間扶養を行う仕組み。
- 我が国では、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。
(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

公的年金の種類

		厚生年金	共済年金
国民年金 (基礎年金)			
自営業者 と配偶者  第1号 被保険者	会社員・公務員 の被扶養配偶者  第3号 被保険者	民間サラリーマン OL  第2号 被保険者	公務員 

公的年金の給付の種類



第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料は定額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年4月現在 月15,100円 ・ 平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料は報酬額に比例(厚生年金) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年9月現在 15.704% ・ 平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年度以降18.30%で固定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者本人は負担を要しない ○ 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担
<p>※ 毎年度の保険料額や引上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労使折半で保険料を負担 	

基本データ

- 被保険者数 (公的年金制度全体) 6,936万人(平成20年度末)
- 受給権者数 (公的年金制度全体) 3,593万人(平成20年度末)
- 国民年金保険料 15,100円(平成22年度) ※ 保険料納付率:62.1%(平成20年度)
- 厚生年金保険料率 15.704%(平成21年9月～平成22年8月)
- 年金額
 - 老齢基礎年金 月66,008円(平成22年度)
 - ※ 平均額:月5.4万円(平成19年度)
 - ※ 基礎年金のみ受給の方の平均額:月4.8万円(平成19年度)
 - 老齢厚生年金 月232,592円(平成22年度、基礎年金部分を含む夫婦2人分の標準的な額)
 - ※ 平均額:月16.7万円(平成19年度、基礎年金部分を含む受給者お一人分の額)

新たな年金制度について

新たな年金制度の基本的考え方について (中間まとめ) 概要 ①

～ 安心・納得の年金を目指して ～

<我が国社会経済の変化と見通し>

過去 (1970年頃)

- ・人口1億400万人で増加中
- ・平均寿命は男69歳・女75歳
- ・65歳以上のお年寄りは人口の7%
- ・8.5人の現役世代に高齢者1人
- ・出生数は年190万人、15歳未満の子どもは人口の24%
- ・3世代世帯は16%、一人暮らしの単身世帯は20%
- ・専業主婦世帯のほうが多数
- ・初婚年齢は男27歳・女24歳
- ・生涯未婚者は男2%・女3%
- ・離婚件数は9万6千件

- ・労働力人口は5150万人で増加中
- ・第1次産業従事者が4割弱、自営業主が3割弱

- ・家業を継いで自営業者を営む、一つの会社で働き続けるといった「標準的なライフコース」が想定でき、「人生の予測」がしやすい

現在

- ・人口は1億2700万人でピーク
- ・平均寿命は男79歳・女86歳
- ・65歳以上のお年寄りは22%
- ・3人の現役世代に高齢者1人
- ・少子化が進行し、出生数は年107万人、15歳未満の子どもは13%
- ・3世代世帯は7%、一人暮らしの単身世帯は30%
- ・共働き世帯のほうが多数
- ・初婚年齢は男30歳・女29歳
- ・生涯未婚者は男16%・女7%
- ・離婚件数は25万3千件

- ・労働力人口は6800万人でピーク
- ・第1次産業従事者は5%未満、自営業主は1割まで減少
- ・若年者の非正規雇用が増大
- ・転職が増加

- ・「標準的なライフコース」がたどりにくく、「人生の予測」が難しい

未来 (2050年頃)

- ・人口は1億人未満まで減少
- ・平均寿命はさらに伸長
- ・65歳以上のお年寄りが4割以上
- ・少子化はさらに進行し、出生数は年50万人未満、15歳未満の子どもは9%まで減少
- ・一人暮らしの高齢者世帯がますます増加
- ・生涯未婚者は男30%・女23%に増加

- ・労働力人口の減少が不可避。女性や高齢者など誰もが意欲と能力に応じて働ける社会づくりが必要
- ・グローバル化、サービス化、IT化などで働き方が一層変化。若年層の雇用安定が課題

- ・「人生の予測」が難しくなったことに伴い、老後への不安も高まる

新たな年金制度の基本的考え方について (中間まとめ) 概要 ②

～ 安心・納得の年金を目指して ～

<新たな年金制度創設の必要性>

- 職業によって制度が分立しているため、制度間格差や移動手続が面倒といった問題が発生
- 国民年金の未納・未加入問題は深刻で、老後の低年金・無年金につながるおそれ



現行制度を存続することは困難であり、新たな年金制度を創設することが必要
社会保障・税に関わる番号制度や、様々な分野の制度との整合性を図りながら、新年金制度を創設

<新年金制度の基本原則>

① 年金一元化の原則

全国民が同じ一つの年金制度に加入すること

② 最低保障の原則

最低限の年金額の保障があること

③ 負担と給付の明確化の原則

負担と給付の関係が明確な仕組みにすること

④ 持続可能の原則

将来にわたって誰もが負担でき、安定的財源を確保するなど、持続可能な制度とすること

⑤ 「消えない年金」の原則

年金記録の確実な管理と加入者本人によるチェックができる体制とすること

⑥ 未納・未加入ゼロの原則

年金保険料の確実な徴収により、無年金者をなくすこと

⑦ 国民的議論の原則

国民的な議論の下に制度設計を行うこと

新たな年金制度の基本的考え方について（中間まとめ）（案）

～ 安心・納得の年金を目指して ～

平成 22 年 6 月 29 日
新年金制度に関する検討会

1. 我が国社会経済の変化と見通し

現在の年金制度の基礎ができたのは 1960～70 年頃ですが、その当時と現在では我が国の社会経済の姿は大きく異なってきています。

また、年金制度は、およそ 40 年もの間保険料を納め、その後の長い老後の間、年金を受け続けるという長期的な制度ですので、年金の改革に当たっては、将来の社会経済の姿がどうなるかということも考え合わせながら、検討していかなければなりません。

※ [] 内のページ数は別添の参考資料の関連ページ。

（1）人口構造等の変化

（人口減少社会の到来）

- 日本の総人口は、1970 年当時は 1 億 400 万人でしたが、現在では 1 億 2700 万人を超えています。しかし、一貫して増加していた人口は、2005 年に戦後初の減少に転じ、今後も人口減少が進み、およそ 35 年後には 1 億人未満にまで減少すると見込まれています。[P 2～3]

（長寿化・高齢化）

- 日本人の平均寿命は、1970 年当時男性 69 歳、女性 75 歳でしたが、現在では男性が 79 歳、女性が 86 歳となっており、男女とも 10 歳以上長生きをするようになっています。現在、日本は世界最高の長寿国です。

高齢化率（65 歳以上の人口割合）も、1970 年当時は 7%でしたが、現在ではその 3 倍の 22%程度になっており、さらに 2050 年頃には 40%台にまで上昇します。[P 2、P 4～5]

- 日本の将来は、このような超高齢人口減少社会の到来が避けて通れないものとなっており、これを前提として、社会や経済の仕組みを考えていかなければなりません。

(少子化の進行)

- 1年間に生まれる赤ちゃんの数は、1970年当時190万人でしたが、2009年には107万人程度まで減少しており、さらに2050年には48万人程度まで減少するとの推計がなされています。

また、0～14歳の子どもの人口割合は、1970年当時は24%でしたが、現在では13%台まで低下しており、さらに2050年には9%まで低下すると推計されています。[P 2、P 6]

- 1970年には8.5人の現役世代で1人の高齢者を支える人口構造であったものが、現在では3人で1人を、さらに2055年には1.2人で1人を支える姿になると想定されています。世代間の支え合いの仕組みである年金制度にとって、少子化への対応は重要な課題です。[P 3]

少子化の背景には、仕事と子育ての両立が困難という問題のほか、若年世代の経済的不安定化などの問題があることが指摘されており、子育て支援や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などの取組みを進めることが求められています。

(世帯の状況)

- 世帯の状況を見ると、1970年当時、夫婦と子どもと親が含まれる世帯（3世代世帯）は16%ありましたが、現在では7%まで減少しており、子が歳をとった親と同居して暮らすことは少なくなっています。[P 8]

- また、世帯主が65歳以上の世帯のうち一人暮らしの世帯は、1980年当時20%でしたが、2005年には28%となっており、さらに2030年頃には38%に達すると見込まれており、老後を一人で暮らすお年寄りは、今後ますます増えていきます。[P 9]

- 1980年における男性雇用者と無業の妻からなる世帯数は1114万世帯、雇用者の共働き世帯は614万世帯でしたが、1990年代に逆転し、現在では、前者が825万世帯、後者が1011万世帯となっています。[P 10]

(婚姻の状況)

- 結婚についてみると、1970年当時は男性が26.9歳、女性が24.2歳で結婚（初婚）していましたが、現在では男性が30.2歳、女性が28.5歳になって

おり、結婚する時期が4歳程度遅くなっています。また、生涯未婚という人は1970年当時男性1.70%、女性3.34%でしたが、現在では男性が15.96%、女性が7.25%で、男女とも結婚しない人が増加しています。さらに、2030年には、男性が29.5%、女性が22.6%にまで上昇すると見込まれています。

[P11~12]

- 一方、離婚件数は、1970年当時9万6千件であったものが、現在は25万3千件で2.5倍以上に増加しており、人口千人に対して離婚した人の数（離婚率）は0.93人から2.01人に増え、当時と今を比較すると2倍以上の人が離婚している計算となります。また、現在では、1日に結婚する夫婦が約2000組であるのに対し、1日に離婚する夫婦は約700組に達しています。[P11]

(2) 働き方の変化

(労働力人口の将来推計)

- 日本の労働力人口（就業している人と失業者の合計）は、1970年に5150万人でしたが、増加を続けて1998年には6800万人でピークに達し、以後は減少傾向になっています。そして今後も、高齢者や女性の労働市場への参加が進まなければ、2030年には5580万人まで減少すると推計されています。

活力ある経済社会を維持していくためには、女性や高齢者をはじめ、すべての人が意欲と能力に応じて働くことのできる環境整備に努めることが重要です。[P14~16]

(産業構造の変化)

- 昭和30年代半ば頃には、第1次産業で就業する人が4割弱を占めていましたが、現在では5%にも満たないところまで減少し、代わりにサービス業等の第3次産業で働く人が増えています。

また、その当時、自営業主は有業者の3割弱を占めていましたが、現在では1割程度まで減少しており、企業等で雇用される者が有業者の大多数を占めています。

このように、国民年金制度が発足した当時に主たる対象者として考えられていた自営業者は数が大幅に減少し、代わりに企業等で働く人々のうち厚生年金保険に加入できない臨時雇用者などが国民年金に流入しています。その結果、現在では、国民年金加入者のうち4割近くは非正規労働者等の被用者で占められています。[P17~18]

(非正規雇用の増加)

- グローバル化、サービス化、IT化等に伴う先進国共通の問題として、安定した収入を得られるような正規雇用が減少しており、現在では労働者の3人に1人が非正規労働者となっています。[P19]

雇用形態が多様化している中で、働き方の実態は正社員と差がないにもかかわらず、社会保障や労働法制の適用に関して正社員と同様の取扱いを受けられないというケースが生じているという問題もあります。

また、日本の企業は、新規学卒者を一括採用して育てていく慣行を中心としているため、若者の側からみると、学卒時に就職に失敗すると後々まで尾を引くおそれが多いとの問題もあります。

- 非正規雇用者の割合を見ると、特に10代から20代前半の若年層では、1990年代から2000年代の初めにかけて2割程度から4割超へと大きく増加しています。

非正規雇用者等は、技術や技能形成の機会が得られず、賃金が上がらないまま歳をとった結果、老後の年金額も低くなってしまっておそれがあります。

[P20~21]

(転職の増加)

- 若者や女性を中心に、転職をする人が増加(特に、女性の転職者比率は1980年代以降倍増)しており、個人にとっても企業・産業にとっても、生涯を通じて学習や職業訓練等を行うことが重要になっています。[P22]

(難しくなる人生設計)

- 家業を継いで自営業を続けたり、一つの会社で引退するまで働き続けたりというような、これまでに年金制度が前提としてきたような標準的ライフコースをとることはむしろ少なくなっていると考えられます。

こうした結果、特に若い世代を中心に、仕事や家族に関し自分のライフコースがどうなるかという「人生の予測」が困難になっており、老後の暮らしに対する不安も高まっています。

2. 新たな年金制度創設の必要性

(社会保障と就労支援)

- 以上のように社会経済の姿が大きく変化している中、これからの社会保障のあり方としては、基本的に、国民の暮らしを確実に支えつつ、人々の就労を支援し促進するという方向を目指すべきであると考えられます。

(非正規労働者には対応できない国民年金)

- 現在の年金制度は、製造業等で働く正社員、農林漁業者や自営業者といった、かつての我が国における典型的な職業を念頭に置いてつくられています。
しかし、国民年金制度が発足してから半世紀が経過して、年金制度を取り巻く環境は大きく変化しました。特に、人々の働き方が大きく変化し、転職する人などが増えた結果、制度間の格差や制度を移る際の面倒な手続などの問題が生じています。
- 年金保険料の事業主負担を嫌って企業が正社員ではなくパートやアルバイトを雇用する傾向にあるなど、年金制度が就労に影響を与えている側面もあります。非正規労働者が国民年金に流入した結果、本来想定されていた自営業者等は国民年金加入者の3割を切るところまで減少し、逆に、4割近くは非正規労働者等で占められるようになり、国民年金は、あたかも不安定な雇用者のための年金制度のようになっています。[P18]
このような人は、老後、自営業者並みの給付（国民年金だけの場合、老齢基礎年金の平均月額は約4.85万円）しか受けられないため、安定した老後を送るための収入としては魅力が乏しく、若いうちに保険料を納める意欲も低下しがちです。

(深刻な未納・未加入問題)

- 低賃金の非正規労働者や失業者のような負担能力が乏しい人にとって、国民年金の定額の保険料は支払いが困難であることに加えて、年金記録問題などによって、年金制度に対する国民の信頼も失われてきていることから、平成20年度における国民年金保険料の納付率は62%に落ち込むなど、国民年金の未納・未加入の問題が深刻になっています。[P26]
- 保険料を納めなければ、老後に低年金者または無年金者となって、貧困に陥るおそれ大きいと考えられます。現に、これから保険料を納めても年金を

受給できない無年金見込み者を含めたいわゆる無年金者は、現在最大118万人いると推計されています。[P27]

(新たな年金制度の創設が必要)

- 少子高齢化が急速に進展し、また、個々人の働き方や、企業の側からみた人材の活用方策が多様化している中、年金制度は、給付と負担の水準を適正で持続可能なものとしつつ、職業や多様な働き方に関して公平かつ柔軟に対応できるものでなければなりません。

また、国は、国民が納得して保険料を納め、安心して年金を受給できる、真の国民皆年金を、責任を持って実現しなければなりません。

- そのためには、制度が分立し、累次の改正で複雑化して一般の国民が理解することが困難になっている現在の年金制度を存続させることは困難であり、簡素で公平な新たな年金制度を創設する必要があります。

(改革に当たっての留意事項)

- 現行制度から新制度への切り替えに当たって、新制度の給付は新制度発足以降の期間を対象とするわけですので、現行制度のもとで支払われた保険料に対応する給付(過去期間分給付)とは別に考えることとなります。そのため、費用をどのように取り扱うかについては、旧制度と新制度をいったん明確に区分した上で、その負担をどのように分かち合うべきかを検討したほうが、負担に対する理解が得られやすいと考えられます。

- 年金は国民生活に深く関わる重要な制度であることからすれば、生活保護など他の社会保障制度、税制、雇用・労働政策、子育て支援、住宅政策など幅広い分野の制度との整合性を図りながら改革を進める必要があります。

このような意味で、新たな年金制度の創設に取り組むことは、幅広い社会制度の見直しにつながる「改革の突破口」と言えます。

- さらに、以上のような新たな年金制度を構築するためには、現在、政府において検討を進めている、社会保障と税に関わる番号制度の導入が不可欠です。

3. 新年金制度の基本原則

以上のような背景や観点を踏まえて、新たな年金制度の基本原則は、次のよ

うなものとしします。

なお、今後、新たな年金制度については、超党派で国民的な議論を行っていくべきものですので、この基本原則も、最初から、個別具体的な内容を定めるのではなく、新たな年金制度が拠って立つべき基本的な考え方として、幅広い国民の皆さんに御理解いただけるようなものとしています。

具体的な制度の内容は、この基本原則について国民的な議論を行った上で、その議論の内容も踏まえながら、検討を進めていくこととしています。

1. 年金一元化の原則

全国民が同じ一つの年金制度に加入すること

- ・ 違う職業の人、すなわち、サラリーマンでも、自営業者でも同じ年金制度に加入することとなるように、新たな年金制度は現在のように職域ごとに分立させずに、一つの制度とします。この結果、仕事が変わっても年金制度が変わらず、面倒な手続も不要になります。
- ・ また、人々の生き方や働き方が多様化する中、年金制度は、個人の選択に有利または不利な影響を与えず、中立で公平な制度とします。

2. 最低保障の原則

最低限の年金額の保障があること

- ・ 最低保障年金によって、高齢期において少なくともこれ以上は受給できるという年金額を明示します。
- ・ 人生設計の予測が難しい社会において、高齢期に一定額の最低保障年金が受給できることを明らかにすることにより、高齢期の生活設計を建てられるようにします。

3. 負担と給付の明確化の原則

負担と給付の関係が明確な仕組みにすること

- ・ 公平に負担を分かち合う観点から、所得に応じて保険料を負担し、その実績に応じて年金給付を受けられるようにします。
- ・ また、年金給付の財源のうち、保険料を充てる部分と税財源を充てる部分

のそれぞれの役割を明確にするなど、簡素でわかりやすく、透明性が高い仕組みとします。

4. 持続可能の原則

将来にわたって誰もが負担でき、安定的財源を確保するなど、持続可能な制度とすること

- ・ これからの超高齢人口減少社会にあっても、将来にわたり安定的な財源を確保するなど、持続可能な制度を構築します。
- ・ また、所得の低い若い人などでも負担できる保険料とします。

5. 「消えない年金」の原則

年金記録の確実な管理と加入者本人によるチェックができる体制とすること

- ・ 年金記録を確実に管理し、加入者に定期的に保険料徴収状況や将来の受給見込額などを通知することにより、加入者が自ら年金記録をチェックできる体制を作り、年金記録問題の再発を防ぎます。

6. 未納・未加入ゼロの原則

年金保険料の確実な徴収により、無年金者をなくすこと

- ・ 保険料と税金を一体的かつ確実に徴収し、年金制度への未納・未加入ゼロを目指し、結果として無年金者をなくします。

7. 国民的議論の原則

国民的な議論の下に制度設計を行うこと

- ・ 年金は、国民にとって最も身近で不可欠な制度であると同時に、長期的な制度であることから、党派を超えて、国民的な議論に基づき改革を進めます。

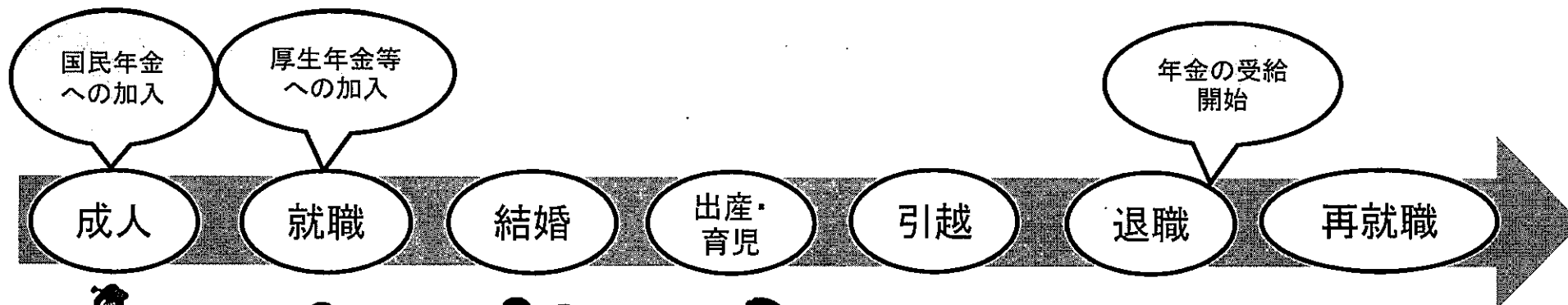
以上

新年金制度に関する検討会 参加者

菅	直人	内閣総理大臣
仙谷	由人	内閣官房長官
荒井	聰	国家戦略担当大臣 内閣府特命担当大臣(経済財政)
原口	一博	総務大臣
野田	佳彦	財務大臣
川端	達夫	文部科学大臣
長妻	昭	厚生労働大臣 年金改革担当大臣
玄葉	光一郎	公務員制度改革担当大臣
古川	元久	内閣官房副長官
福山	哲郎	内閣官房副長官
平岡	秀夫	国家戦略室長

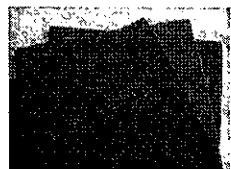
年金の加入者・受給者に対する サービスについて

ライフステージと「年金サービス」



・20歳になった方は国民年金の被保険者(第1号被保険者)となり、その資格取得届をご本人から市区町村に提出します。

・所得のない学生の方の場合、保険料の猶予を受けるため、ご本人から市区町村へ学生納付特例の申請を提出します。



・年金手帳の交付

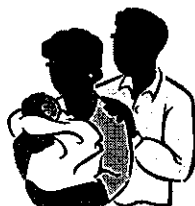


・サラリーマンや公務員として就職された方の場合、厚生年金や共済年金の被保険者(第2号被保険者)となるため、資格取得届を勤め先の事業主から年金事務所へ提出します。

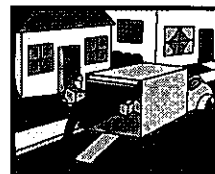


・結婚によって姓が変わることに伴い、氏名変更届を提出します。第1号被保険者の場合はご本人から市区町村へ、第2号被保険者の場合は勤め先の事業主から年金事務所へ提出します。

・結婚してサラリーマンや公務員の方の被扶養者となる場合、第3号被保険者となり、勤め先の事業主から年金事務所に被保険者の種別変更届を提出します。



・育児休業期間中は、厚生年金保険料の免除が受けられます。勤め先の事業主から年金事務所に免除の申請を提出します。



・引越の際には、住所変更届を提出します。第1号被保険者の場合はご本人から市区町村へ、第2・3号被保険者の場合は勤め先の事業主から年金事務所へ住所変更届を提出します。



・第2号被保険者の場合は、退職により第2号被保険者でなくなることから、勤め先の事業主から年金事務所へ資格喪失届を提出します。

・すでに年金が受給できる年齢であれば、受給のための請求をご本人から年金事務所へ行うことができ、それに伴って年金の支給が開始されます。



・厚生年金の適用される事業所へ再就職した場合、第2号被保険者となることから、勤め先の事業主から年金事務所へ資格取得届が提出されます。

・60歳より前に退職した場合、第1号被保険者となることから、ご本人から市区町村にその資格取得届を提出します。また、必要に応じて、ご本人から市区町村に国民年金保険料の免除申請を行うことができます。

年金記録の確認のため、毎年誕生日にねんきん定期便が送付されます(年金事務所→ご本人)。

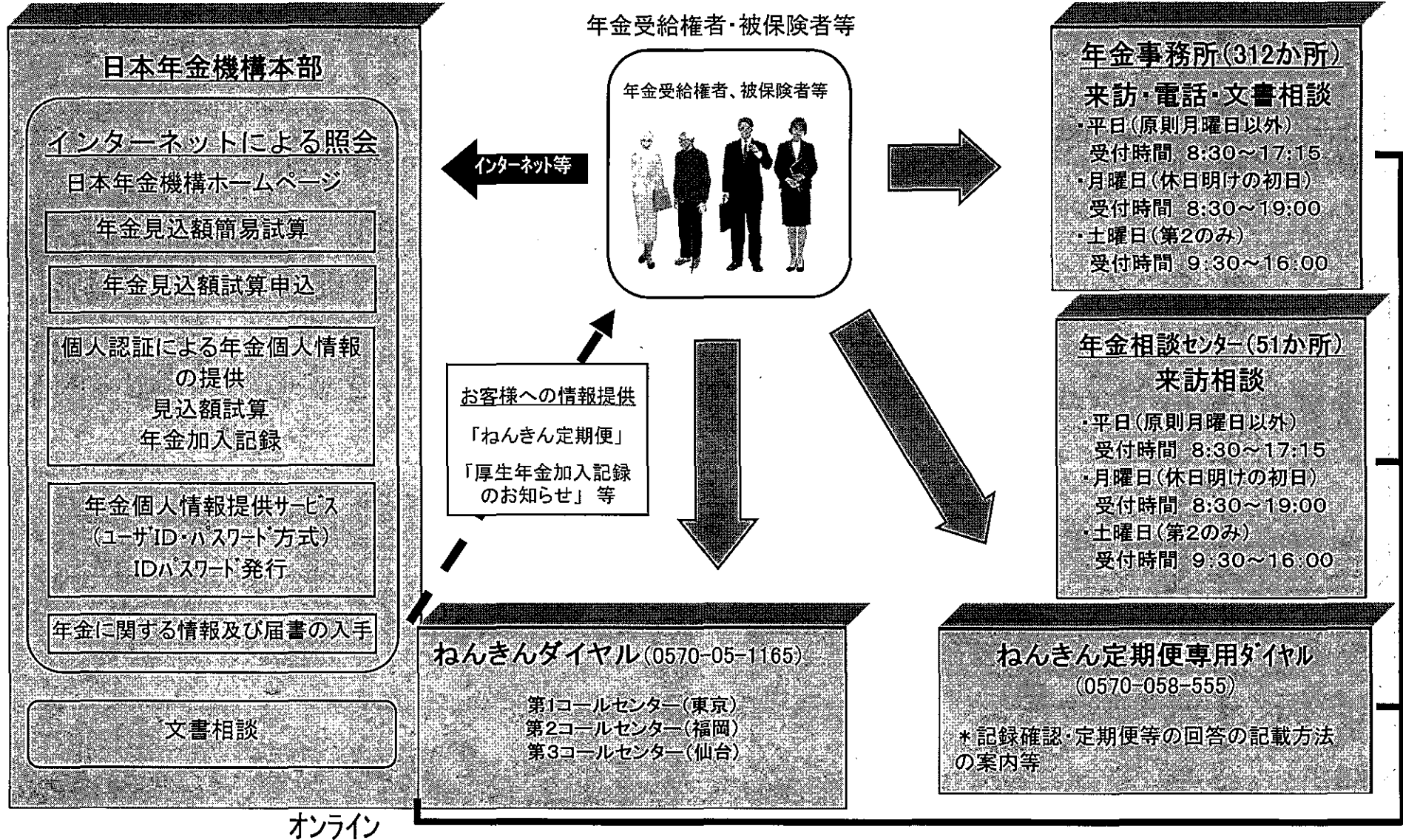
○日本年金機構について

- 社会保険庁が廃止され、平成22年1月より新たに非公務員型の組織として、スタートしました。
- 日本年金機構は、公的年金業務の適性な運営と国民の信頼の確保を図るため、公的年金業務の運営を行う組織です。
- 日本年金機構の支部である全国312か所の年金事務所では、厚生年金（健康保険）の適用業務、厚生年金・国民年金保険料の徴収業務、年金の請求や相談業務など公的年金に関する様々な業務を行っています。
- このほか、年金相談センター（51か所）やねんきんダイヤルでも相談を行っています。
- また、日本年金機構本部では、インターネットによる年金見込額試算照会の申込みや年金加入記録などの年金個人情報の提供サービスを行っています。
- 年金記録問題（年金記録を管理している国のコンピュータに保存されている国民お一人お一人の年金の加入や受給の記録が間違っていたり、漏れていたりする問題）にも取り組んでいます。

年金相談体制について

来訪、電話、文書による相談

〔年金制度、年金受給額、年金の加入期間・見込額、各種手続き等〕



お客様へのお約束10か条



日本年金機構 ～お客様へのお約束10か条～

- ◆日本年金機構（私たち）の使命は、お客様である国民の皆様に、正しく確実に年金をお支払いすることです
- ◆私たちは、お客様にとって、身近で信頼される組織を目指します
- ◆そのために私たちが大切にすること
 - お客様の立場に立ち、誠意をもって対応します
 - 正しく確実に業務を行います

～私たちはお約束します～

【お客様の立場に立って】

1. わかりやすい言葉で、ていねいにご説明します。
2. 年金のご相談には、お客様にとってプラスとなる「もう一言」を心がけます。
3. 電話は3コール以内に出ます。
4. 来所相談や電話によるお問い合わせには、迅速にお答えします。その場でお答えできない場合には、速やかに確認の上、2日以内に確認の状況をご連絡します。
5. ご相談で来所されたときのお待たせ時間は、30分以内とすることを目指します。混雑時でも、お待たせ時間の短縮に努めるとともに、待ち時間の目安を表示します。
6. お知らせ文書や、届出・申請書類は、できるだけわかりやすく、読みやすくします。
7. お客様のご意見・ご要望を、積極的にサービス改善につなげていきます。

【正しく確実に】

8. 迅速な対応により、正しく確実に、できるだけ早く年金をお届けします。
 9. お誕生月の「ねんきん定期便」の送付をはじめ、お客様への年金情報提供サービスを充実します。
 10. お客様の情報はしっかり管理し、その利用に際しては細心の注意を払います。
- 以上のお約束について守れたかどうか、毎年の実績をご報告します。

もちろん、今、もっとも大切なことは一日も早く、年金記録問題を解決することです。その解決に向けて、全力投球していきます。

～ お客様へのお願い ～

正確な年金記録の管理のためには、皆様のご協力が必要です。「ねんきん定期便」でご自身の記録の確認をお願いします。もし、事実と違うことや、気になることがございましたら、ご連絡ください。

お問い合わせには誠実に対応いたします。

◆ まずは、お気軽に電話してください。

○全国統一「ねんきんダイヤル」で受け付けています。

【ねんきん定期便専用ダイヤル】

0570-058-555 月～金曜日 午前9時～午後8時まで
IP電話・PHSからは 03-6700-1144 第2土曜日 午前9時～午後5時まで

【一般的な年金相談ダイヤル】

0570-05-1165 月曜日 午前8時30分～午後7時まで
IP電話・PHSからは 03-6700-1165 火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで
第2土曜日 午前9時30分～午後4時まで

◆ ご相談の窓口は、全国にございます。

○ご相談は、全国312ヶ所の年金事務所及び51ヶ所の年金相談センターで受け付けています。

●月曜日 午前8時30分～午後7時まで
●火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで
●第2土曜日 午前9時30分～午後4時まで

○最寄りの年金事務所等の所在地は、日本年金機構のホームページからご確認いただけます。 <http://www.nenkin.go.jp/>

◆ 年金記録は、インターネットでもご確認できます。

○あらかじめユーザーID・パスワードを取得いただければ、インターネットでいつでも年金記録がご覧いただけます。

日本年金機構のホームページ



<http://www.nenkin.go.jp/>

事務所名		事務所名		事務所名		事務所名		事務所名	
静岡	島田	京都	京都南	奈良	大和高田	徳島	徳島北	熊本	八代
	掛川		京都西		桜井		阿波半田		本渡
	富士		天満	和歌山東	高松東	玉名			
愛知	大曾根	福島	和歌山西	和歌山西	高松西	大分	大分	日田	
	中村	大手前	田辺	善通寺	別府				
	鶴舞	堀江	新宮 (分室)	松山東	佐伯				
	熱田	市岡	鳥取	松山西	宮崎				
	笠寺	天王寺	倉吉	新居浜	高鍋				
	昭和	平野	米子	今治	延岡				
	名古屋西	難波	松江	宇和島	都城				
	名古屋北	玉出	出雲	高知東	鹿児島南				
	豊橋	淀川	浜田	高知西	鹿児島北				
	岡崎	今里	岡山東	南国	川内				
	一宮	城東	岡山西	幡多	加治木				
	瀬戸	貝塚	倉敷東	東福岡	鹿屋				
	半田	堺東	倉敷西	博多	奄美大島				
	豊川	堺西	津山	中福岡	那覇				
	刈谷	東大阪	高梁	西福岡	浦添				
	豊田	八尾	広島東	南福岡	コザ				
	三重	津	吹田	広島西	久留米	名護			
四日市		豊中	広島南	小倉南	平良				
松阪		守口	福山	小倉北	石垣				
伊勢		枚方	呉	直方					
尾鷲		三宮	東広島(分室)	八幡					
福井	福井	須磨	三原	大牟田					
	武生	東灘	三次	佐賀					
	敦賀	兵庫	備後府中	唐津					
滋賀	大津	姫路	山口	武雄					
	草津	尼崎	下関	長崎南					
	彦根	明石	徳山	長崎北					
京都	上京	西宮	宇部	佐世保					
	舞鶴	豊岡	岩国	諫早					
	中京	加古川	萩	熊本東					
	下京	奈良	徳島南	熊本西					

年金記録問題について

年金記録問題とは

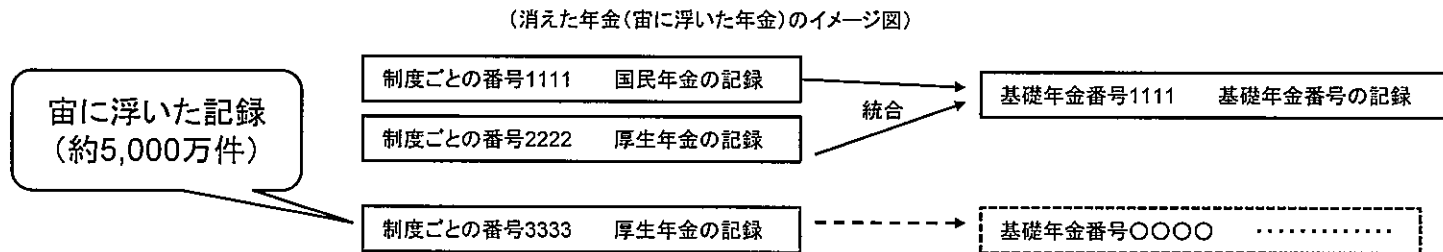
➤ 年金記録を管理している国のコンピュータに保存されている記録が間違っていたり、漏れていたりする問題です。

〈〈 主な年金記録問題 〉〉

(1) 消えた年金(宙に浮いた記録)問題

国民の皆様が納めた保険料の記録などの年金記録は、平成9年から、国民お一人に一つの番号(基礎年金番号)で管理(約2.5億件)されていますが、このほかにどの番号にもつながらない約5,000万件もの年金記録が国のコンピュータの中にあることが明らかになりました。(保険料を納めたにもかかわらず、年金記録から漏れている方がおられることを意味します)

※ これは、平成9年に、それまでの厚生年金、国民年金と制度が変わることに異なる番号を付け、それぞれの番号で年金記録を管理する方法から、基礎年金番号で統一的に年金記録を管理する方法へと変更しましたが、その当時、年金制度に加入されていなかった方などについては、その変更がなされず、それまでの番号で管理されたまま国のコンピュータに年金記録が残ってしまったものです。

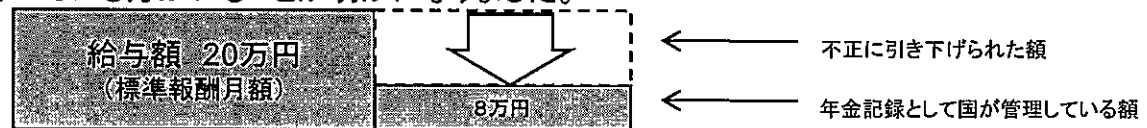


(2) 消された年金問題

厚生年金は、会社にお勤めの間、加入することとなり、毎月の給与額(標準報酬月額)をコンピュータに登録しています。

国のコンピュータで管理している年金記録の中で、この給与額(標準報酬月額)が実際よりも低く不正に変えられていたり、お勤めの期間が実際よりも短くなっている方がいることが明らかになりました。

(例)実際は20万円の給与を受けとっていたにもかかわらず、途中から80万円の給与になっているもの



(3) 誤ったコンピュータ記録の問題

年金記録は、制度ができた頃には、お一人お一人の年金記録を紙に記載していましたが(この記録が記載された紙を「紙台帳」と呼んでいます。)、その後、昭和50年代後半からは、コンピュータによる管理方法に変えました。その際に、紙台帳の記載内容を正しく紙台帳からコンピュータに移し換えていない記録があることが明らかになりました。

年金記録問題を解決するための取組

▶ 「ねんきん特別便」などを皆様にお送りし、国で管理している記録が正しいかご自身に確かめていただいています。
また、国のコンピュータ記録が紙台帳と合っているかどうか、確かめる作業をこれから始めます。

1. これまでの主な取組

(1) ねんきん特別便

平成19年～20年にかけて、すべての年金加入者の方及び年金受給者の方約1億9百万人に、国がコンピュータで管理している年金加入期間をお知らせし、ご自身の年金記録を確かめていただきました。(図1)

(2) ねんきん定期便

平成21年度より、すべての年金加入者の方に、国がコンピュータで管理している、納めていただいた保険料の額などをお知らせする取組を行っています。

(3) 5,000万件の宙に浮いた記録の分析

5,000万件の宙に浮いた記録と、市町村の住民票にあるお名前等を突合せ、記録の持ち主と思われる方に年金記録の確認のお知らせ(黄色便)をお送りし、記録を確かめていただいています。

また、5,000万件の記録を旧姓と突合せた結果、ご本人と思われる方にも黄色便を送付し、記録をご確認いただいています。(次ページ)

(4) 消された年金記録の調査

給与額(標準報酬月額)が実際とは異なる可能性が高い年金受給者の方約2万人を対象に、ご本人宅を訪問して当時の状況をお聞きし、誤った年金記録となっていないかどうか確認し、年金記録を回復しました。(図2)

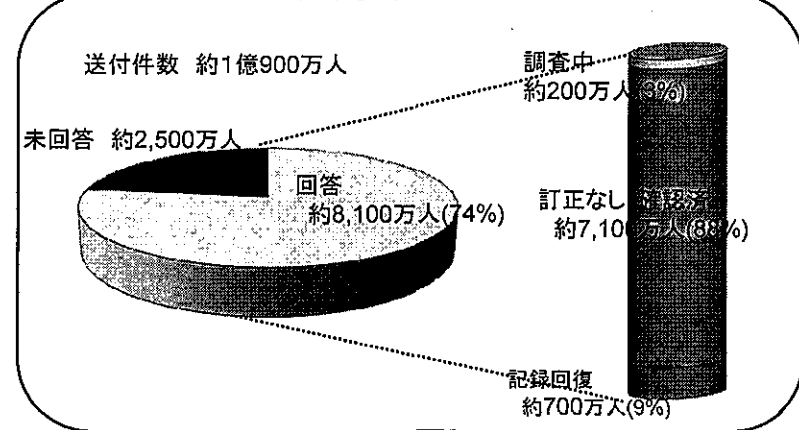
2. 今後の主な取組

紙台帳とコンピュータ記録の突合せ

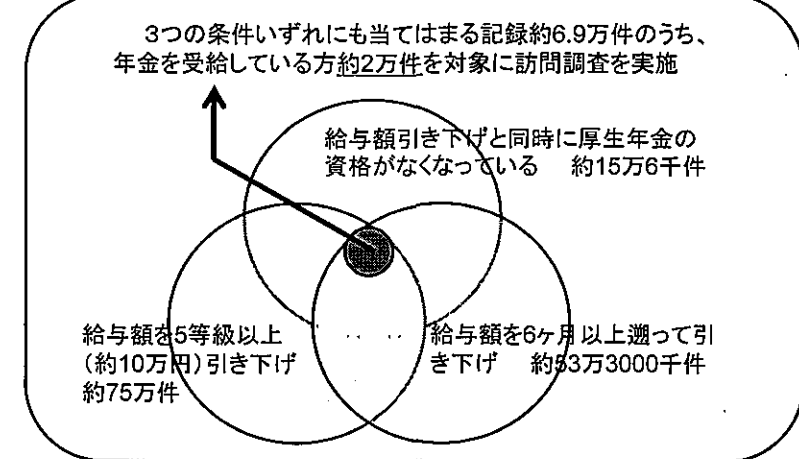
平成22年度から4年間の間に、紙台帳で保管している年金記録とコンピュータで管理している年金記録の突合せを行います。

突合せの結果、コンピュータの記録に誤りがあることがわかった場合は、ご本人にお知らせし、年金記録を回復していくこととしています。

(図1) 「ねんきん特別便」の実施状況(平成22年3月末時点)



(図2) 消された年金問題への取組



年金記録の訂正の状況

➤ これまでの取組により、どなたのものなのか明らかになった宙に浮いていた年金記録が増えています。また、記録が正しくなって、正しい額の年金をお支払いする方も増えています。

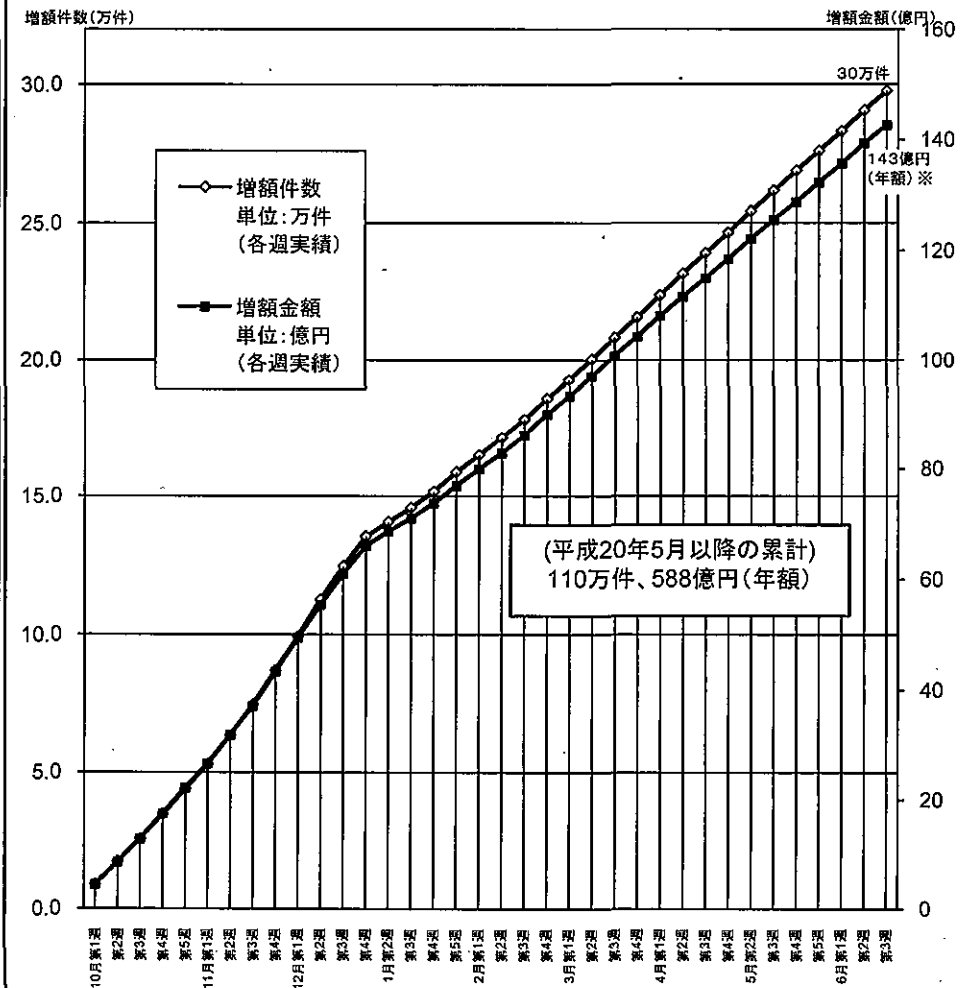
5,000万件の宙に浮いた記録

○ 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、様々な方法により、5,000万件の宙に浮いた記録の持ち主が誰なのか解明を進めています。

【現在までの解明状況について】

	(19年12月)	(22年6月)
・記録の持ち主が判明したもの	310万件	→ 1460万件
・既に亡くなられていた方の記録だったもの	1240万件	→ 1572万件
・ねんきん特別便による記録確認を行っているもの	1100万件	→ 589万件
・市町村の住民票にある氏名等や旧姓情報と突き合わせているもの		→ 486万件
・今後更に記録の持ち主の確認を行うもの	2445万件	→ 988万件
計	5095万件	計 5095万件

記録の回復による年金額(年額)の増額[累積]

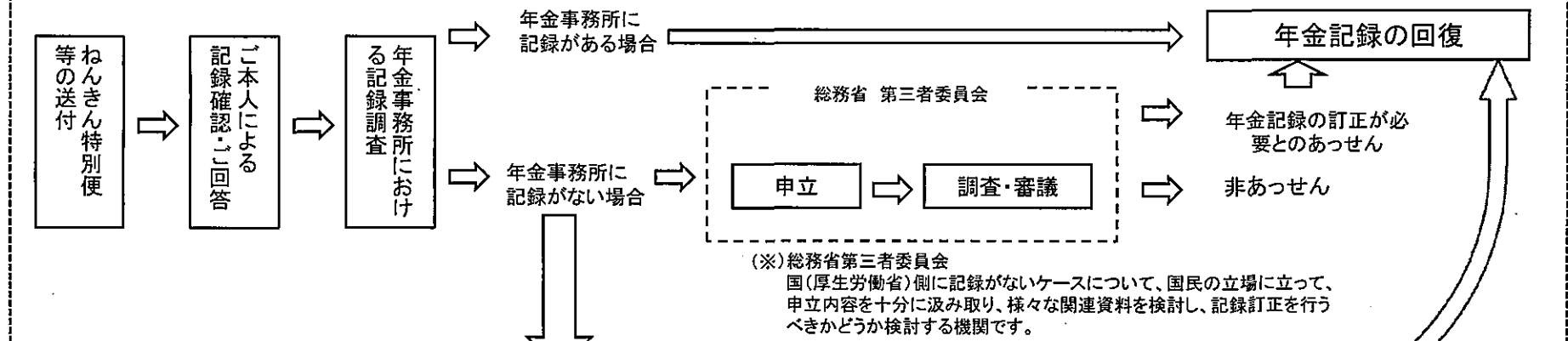


※ 65歳から20年間受給した場合の回復総額は、約2,900億円に相当

正しい額の年金をより早くお支払いするために

➤ 年金記録を回復したり、正しい額の年金をより早くお支払いするために、手続きの見直しを進めています。

〈年金記録回復までの一般的な流れ〉



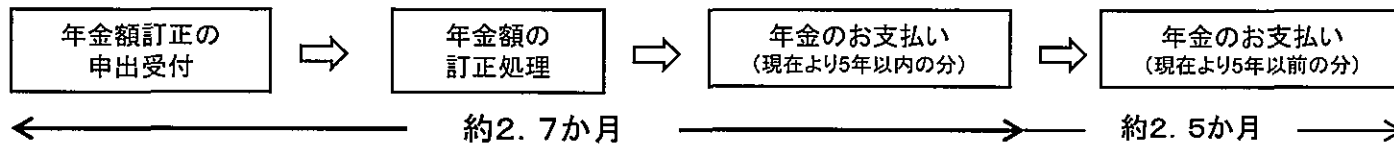
(※)総務省第三者委員会
国(厚生労働省)側に記録がないケースについて、国民の立場に立って、申立内容を十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正を行うべきかどうか検討する機関です。

第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階で速やかに記録回復

※ これまでの第三者委員会で検討されたケースから、こういう条件を満たせばあっせんされるという基準(回復基準)を定めて、速やかな記録回復を進めています。
(例) 同じ会社に勤めていた同僚の方が同じ時期の年金記録の回復を認められている場合

〈年金をお支払いするまでの期間の短縮〉

年金記録の回復後、実際に年金をお支払いするまでの時間がかかっているとの御指摘を多くいただきましたが、現在はこの期間の短縮を進めています。(平成22年5月現在)



※ 平成21年3月には、年金額訂正のお申し出から5年以内分のお支払いまでに平均約7.2か月かかっていました。